

○柑本美和(東海大学法学部教授)「児童虐待と刑事政策」(「罪と罰」(平成 30 年 3 月号所収))

2015 年 7 月に児童相談所全国共通ダイヤル 189 が導入されて以降、一般国民の虐待に対する意識はより一層高まってきていると考えられる。しかし、警察等から児童相談所への通告が児童相談所全虐待対応件数の 45%を占めることから明らかなように、現行法上の通告受理機関以上に、警察が虐待の第一次的受理・発見機関となっていることに疑いはない。その上、生命に危険がある緊急時や夜間などに児童を保護する役割も果たしている。警察によるこのような通告対応の実情に鑑みれば、110 番という全国民に周知されている通報番号と 24 時間対応のコールセンターを持ち、日本全国どこにでも存在する警察も法律上、通告先の一つとなるべきではないかと考える。そして、警察と児童相談所が通告を受けたケースについては、相互通告を義務付けるべきだと思われる。

確かに、現在でも、警察は 110 番通報等で児童虐待の情報を得た場合には、現場臨場し安全確認を行い、児童相談所に確実に通告するよう徹底されているとのことである。そして、全国の都道府県で「児童虐待に関する情報共有に関する協定」が締結され、児童相談所との情報共有も促進されつつあると思われる。

しかし、情報協定が締結されたものの、児童相談所側から警察に提供される情報が極めて狭い範囲に限定されており、情報が抱え込まれ、結果として十分な対応ができずに、児童を危険にさらしている可能性があると言われている。そして、警察は、110 番通報を受ければ、児童相談所のみが把握しているケースについては、情報が共有されない限り知る由もなく、例え、その児童が緊急状況にあったとしても介入はかなわない。こうした事態を回避するためには、運用による対応ではなく、警察も通告先とし、全件の情報共有を義務付ける立法が必要だと考える。

○河浦龍生(元福岡市児童相談所児童福祉司)「児童相談所と虐待―「介入か支援か」論争に終止符を打つ」(藤林武史編著「児童相談所改革と協働の道のり」)

「市民から見ると、市の職員と警察官が踏み込むのでは、警察官の信頼と権威が高いと思われ反発の仕方が違う。警察を通告先に位置付け、英国のように、通告内容を児相と警察が即座に情報を共有し、どちらが前面に出る事案かなどの協議を行うストラテジーディスカッションの仕組み(イギリス保健省 2002)があるべきと思う。」

「警察が権限行使を担うことで児相は支援的に関わることができ、介入と支援の役割分担ができるのである」

「児相への一極集中とは、証拠を集め、権限行使の妥当性の判断を行い、権限を執行していくことであり、警察と検察官、裁判官をすべて担うことを意味する。これらが「壁」に

なって支援につながるにしても、両方を同じ機関が担っている問題もある。・・・当時の大阪市児相虐待対応班の平野も、特に臨検捜索の権限付与などの「重装備化」後は、「介入と支援、親子分離と再統合と相矛盾する役割を担わされることで現場の限界が見え始めている」と将来への危惧を表明し、「福祉機関が、時には警察、時には裁判官のような役割を担わされていることを解決するためには、英米並みに職権介入とその後の支援機関との分業化が必要である」（津崎・橋本 2008）と述べている。」